

〔令和5年5月2日改訂〕

## 学校において予防すべき感染症発生時の報告ルート及び様式等

## ○ 学校保健安全法第20条の規定により、学校の全部又は一部の休業を行った場合

- 1 市町村（学校組合）立学校等  
↓（別紙様式1）※市町村指定の様式も可  
市町村（学校組合）教育委員会  
↓（別紙様式1）※市町村指定の様式も可  
所轄保健所、所轄教育局・小中学校課・体育保健課へ  
電子メール又はC4thにて報告
- 2 県立学校  
↓（別紙様式2）  
所轄保健所、高等学校課又は特別支援教育課・体育保健課へ  
電子メールにて報告
- 3 鳥取大学附属学校  
↓（別紙様式2）  
所轄保健所、体育保健課へ電子メールにて報告

※報告書の提出と併せて、  
学校等欠席者・感染症シ  
ステムへの入力をお願い  
します。

## ○ 学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとった場合

従来の報告方法にて各設置者及び所管保健所へ報告をお願いします。

ただし、「麻しん」「結核」「腸管出血性大腸菌感染症」については、1名でも発生した場合は、  
上記と同様の報告ルートにて下記様式を御活用の上、出席停止の報告をお願いします。

※市町村（学校組合）立学校等：別紙様式3（※参考様式）

※県立学校及び鳥取大学附属学校：別紙様式4

【報告について】 臨時休業期間及び出席停止措置の決定後、速やかに報告すること。

## 【報告先等】

報告先	電子メール	
鳥取市保健所	iryohoken@city.tottori.lg.jp	
倉吉保健所	kurayoshihoken@pref.tottori.lg.jp	
米子保健所	yonagohoken@pref.tottori.lg.jp	
鳥取県教育委員会事務局	東部教育局	tobukyoiku@pref.tottori.lg.jp
	中部教育局	chubukyoiku@pref.tottori.lg.jp
	西部教育局	seibukyoiku@pref.tottori.lg.jp
	小中学校課	shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp
	高等学校課	koutougakkou@pref.tottori.lg.jp
	特別支援教育課	tokubetusienkyoiku@pref.tottori.lg.jp
	体育保健課	taiikuhoken@pref.tottori.lg.jp